

# 令和2年度

## 第2回岡山県建築審査会次第

### 1 議 事

#### 【付議案件】

岡山県建築審査会同意一括処理基準  
(一括処理の方法)

・・・・・・ 【資料1】

#### 【報告案件】

建築基準法第43条第2項第二号許可(敷地と道路との関係)

・ 12件(令和2年5月1日から令和2年12月31日まで)・・・・・・ 【資料2】

#### 【その他】

建築基準法第3条第1項第三号指定(適用の除外)物件の進捗状況  
(旧吹屋小学校の保存修理工事)

・・・・・・ 【資料3】

### 2 その他

#### 【事務局からの連絡事項】

次回審査会の日程調整

岡山県建築審査会資料  
(付議案件)

岡山県建築審査会同意一括処理基準  
(一括処理の方法)

(改正案)

岡山県建築審査会同意一括処理基準

平成2年2月9日  
平成11年5月19日改正  
平成30年10月2日改正  
令和〇年〇月〇日改正

(目的)

第1 本基準は、岡山県建築審査会（以下「審査会」という。）への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものにつき一括処理できる範囲を定め、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(一括処理の方法)

第2 第3に掲げるものは、あらかじめ審査会の同意を得たものとして許可することができるものとし、直近に開催される審査会で報告するものとする。

(適用範囲)

第3 一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

1. 建築基準法（以下「法」という。）第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）第1項ただし書の規定による許可のうち、軽微な既存不適格日影のある建築物の敷地における増築、改築及び移転で、次の全てを満たすもの。
  - (1) 増築、改築及び移転を行う建築物の日影が基準に適合すること。
  - (2) 増築、改築及び移転後における不適格日影（複合日影）が現況より増加しないもの。
2. 法第43条（敷地等と道路との関係）第2項第2号の規定による許可のうち、「岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）」のうち、当該申請に適用される次の判断基準を満たすもの。
  - (1) 許可判断基準2号の(1)
  - (2) 許可判断基準2号の(2)
  - (3) 許可判断基準3号の(1)の1

附 則

(施行期日)

この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(現行)

岡山県建築審査会同意一括処理基準

平成2年2月9日  
平成11年5月19日改正  
平成30年10月2日改正

(目的)

第1 本基準は、岡山県建築審査会（以下「審査会」という。）への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものにつき一括処理できる範囲を定め、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(一括処理の方法)

第2 第3に掲げるものは、会長の専決同意を得た後に許可するものとし、直近に開催される審査会で報告するものとする。

(適用範囲)

第3 一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

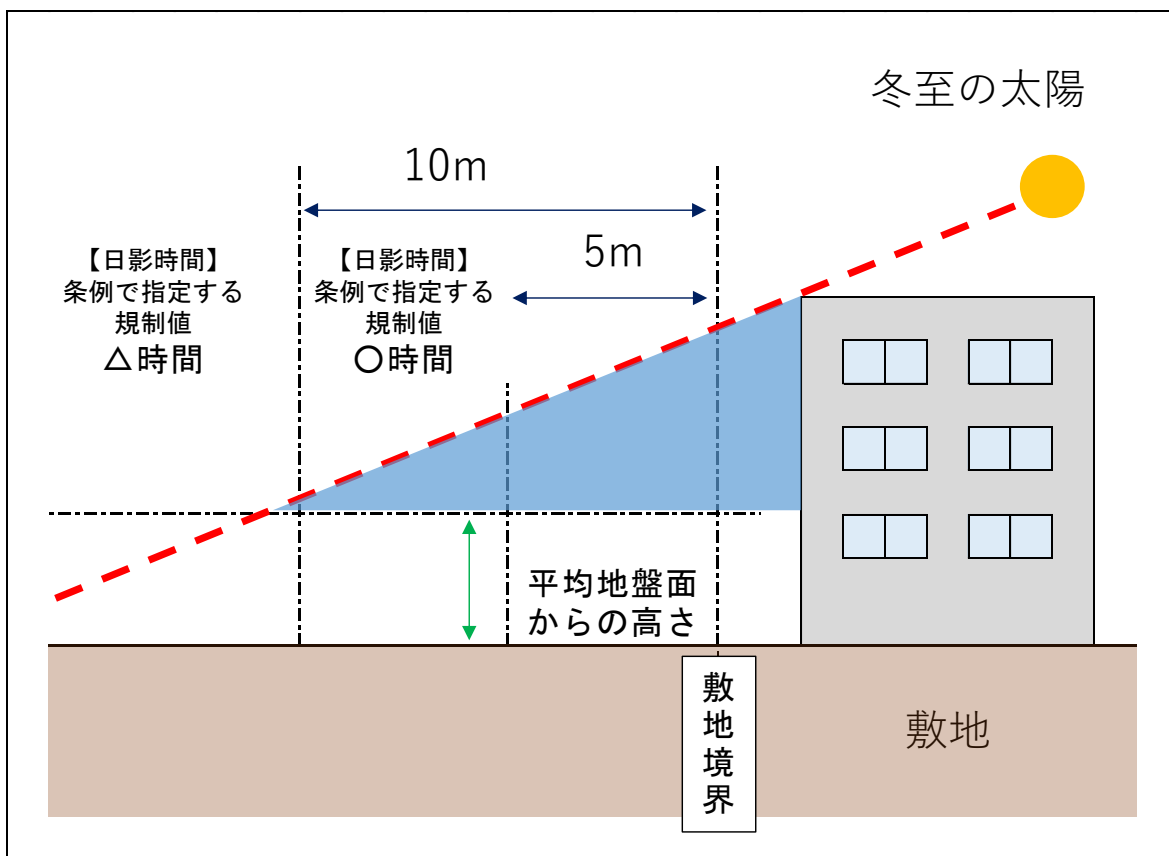
1. 建築基準法（以下「法」という。）第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）第1項ただし書の規定による許可のうち、軽微な既存不適格日影のある建築物の敷地における増築、改築及び移転で、次の全てを満たすもの。
  - (1) 増築、改築及び移転を行う建築物の日影が基準に適合すること。
  - (2) 増築、改築及び移転後における不適格日影（複合日影）が現況より増加しないもの。
2. 法第43条（敷地等と道路との関係）第2項第2号の規定による許可のうち、「岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）」のうち、当該申請に適用される次の判断基準を満たすもの。
  - (1) 許可判断基準2号の(1)
  - (2) 許可判断基準2号の(2)
  - (3) 許可判断基準3号の(1)の1

附 則

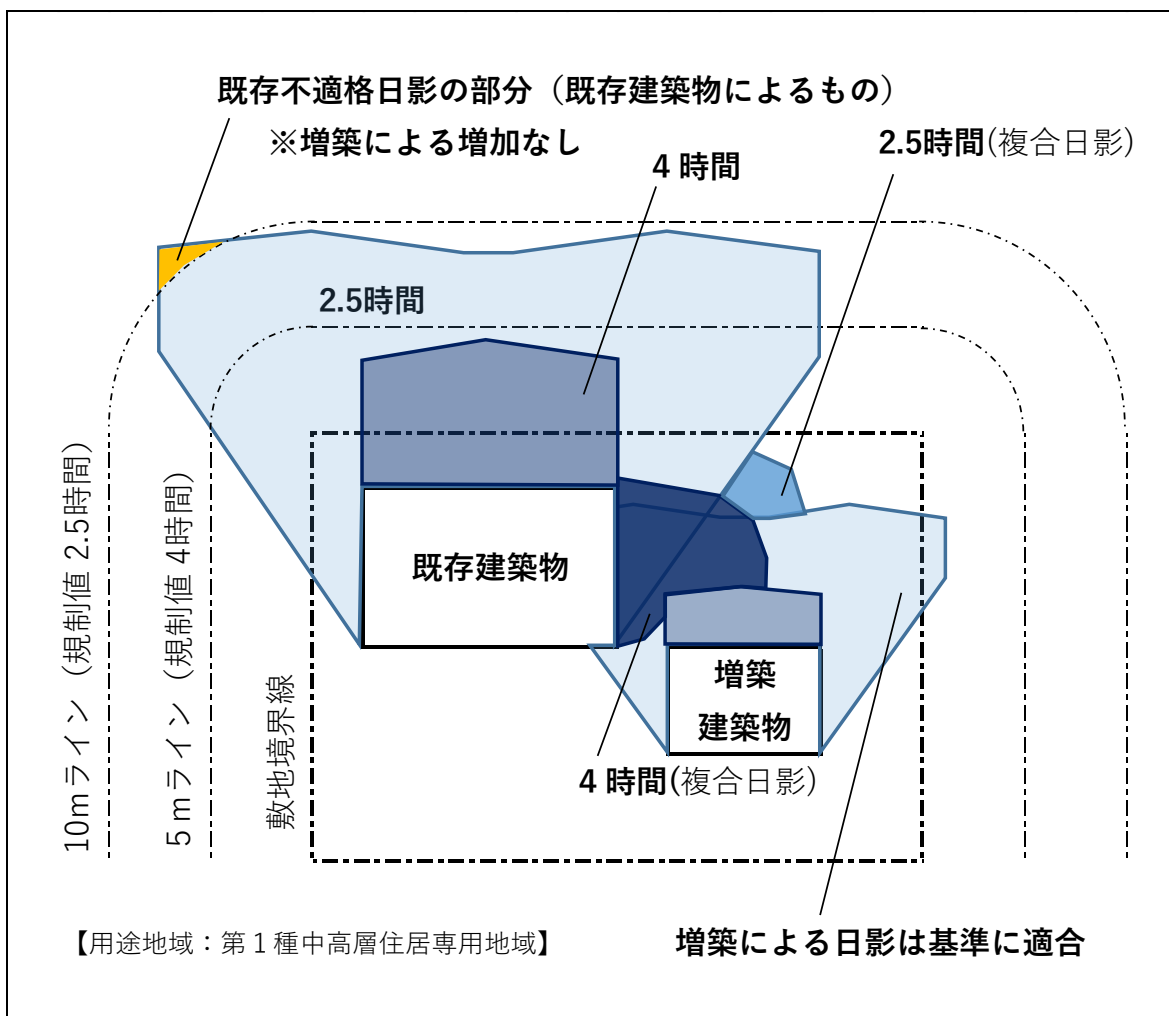
(施行期日)

この基準は、平成30年10月2日から施行する。

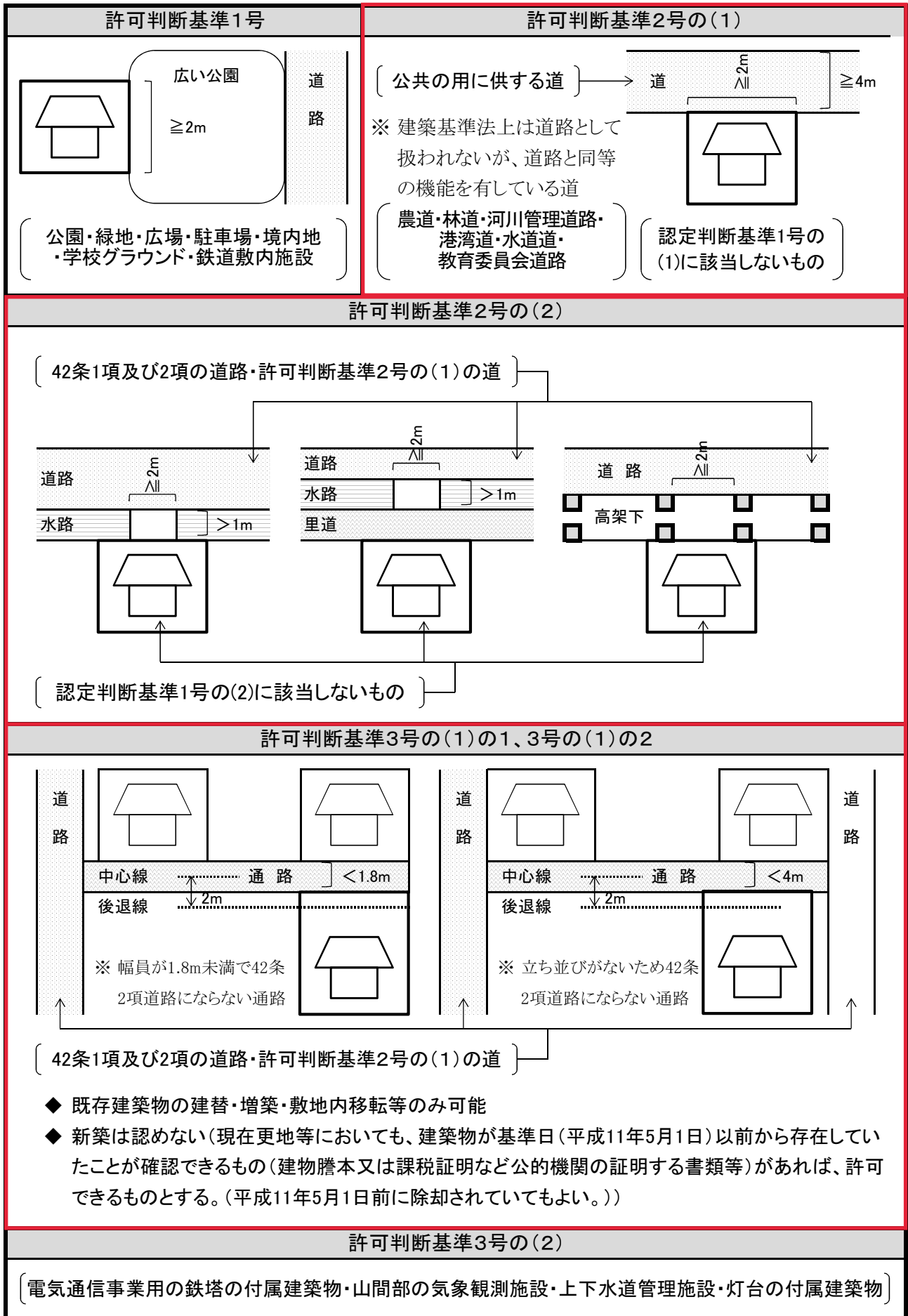
# 日影規制イメージ図



# ただし書許可（一括処理）イメージ図



許可判断基準イメージ図



岡山県建築審査会同意一括処理基準

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可（一括処理）に係る基準等

岡山県建築審査会同意一括処理基準(抜粋)

(適用範囲)

第3 一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

1. 建築基準法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）第1項ただし書の規定による許可のうち、軽微な既存不適格日影のある建築物の敷地における増築、改築及び移転で、次の全てを満たすもの。

(1) 増築、改築及び移転を行う建築物の日影が基準に適合すること。

(2) 増築、改築及び移転後における不適格日影（複合日影）が現況より増加しないもの。

2. 略

建築基準法（抜粋）

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第56条の2 別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域内にある同表(ろ)欄の当該各項に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、それぞれ、同表(は)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(に)欄の(1)、(2)又は(3)の号(同表の3の項にあつては、(1)又は(2)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合には、この限りでない。

2～5 略

別表第4（日影による中高層の建築物の制限）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)		
				県条例で指定	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
1	第1種、第2種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(2)	4時間	2.5時間
2	第1種、第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m		4時間	2.5時間
3	第1種、第2種住居地域 準住居地域				5時間	3時間
4	(略) ※県条例で指定なし					

岡山県建築審査会同意一括処理基準

建築基準法第43条第2項第2号許可（一括処理）に係る基準等

岡山県建築審査会同意一括処理基準(抜粋)

(適用範囲)

第3 一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

1. 略

2. 法第43条（敷地等と道路との関係）第2項第2号の規定による許可のうち、「岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）」のうち、当該申請に適用される次の判断基準を満たすもの。

(1) 許可判断基準2号の(1)

(2) 許可判断基準2号の(2)

(3) 許可判断基準3号の(1)の1

建築基準法（抜粋）

(敷地等と道路との関係)

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。

一・二 略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 略

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）

許可判断基準1号	その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること	
許可判断基準2号	(1)	<u>その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接すること</u>
	(2)	<u>敷地と道路との間に「河川等」が存在するもの</u>
許可判断基準3号	その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。	
	(1)	1 <u>平成11年5月1日以前から存在する既存建築物の建替又は増築等によるもので、その敷地が幅員4m未満の通路に接するもの</u>
		2 従前と比べて避難及び通行の安全性等が損なわれないと考えられる平成11年5月1日以前から存在する既存建築物の建替又は増築等によるもので、その敷地が幅員4m未満の通路に接しするもの
(2)	その他公共・公益施設などの建築物で、その特性（用途、規模、位置及び構造）に応じ総合的に検討し、交通上、安全上、防火上、衛生上の目的を達する性能を有する通路にその敷地が有効に接するもの	

岡山県建築審査会資料  
(報告案件)

建築基準法第43条第2項第二号許可  
(敷地と道路との関係)

令和2年5月1日～令和2年12月31日



## 建築基準法第43条第2項第2号許可（一括処理）に係る基準等

### 建築基準法（抜粋）

（敷地等と道路との関係）

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。

一・二 略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 略

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

### 岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）

許可判断基準1号	その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること	
許可判断基準2号	(1)	<u>その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接すること</u>
	(2)	<u>敷地と道路との間に「河川等」が存在するもの</u>
許可判断基準3号	その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。	
	(1)	1 <u>平成11年5月1日以前から存在する既存建築物の建替又は増築等によるもので、その敷地が幅員4m未満の通路に接するもの</u>
		2 従前と比べて避難及び通行の安全性等が損なわれないと考えられる平成11年5月1日以前から存在する既存建築物の建替又は増築等によるもので、その敷地が幅員4m未満の通路に接しするもの
(2)	その他公共・公益施設などの建築物で、その特性（用途、規模、位置及び構造）に応じ総合的に検討し、交通上、安全上、防火上、衛生上の目的を達する性能を有する通路にその敷地が有効に接するもの	

### 岡山県建築審査会同意一括処理基準（抜粋）

（目的）

第1 本基準は、岡山県建築審査会（以下「審査会」という。）への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものにつき一括処理できる範囲を定め、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

（一括処理の方法）

第2 第3に掲げるものは、会長の専決同意を得た後に許可するものとし、直近に開催される審査会で報告するものとする。

（適用範囲）

第3 一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

1. 略

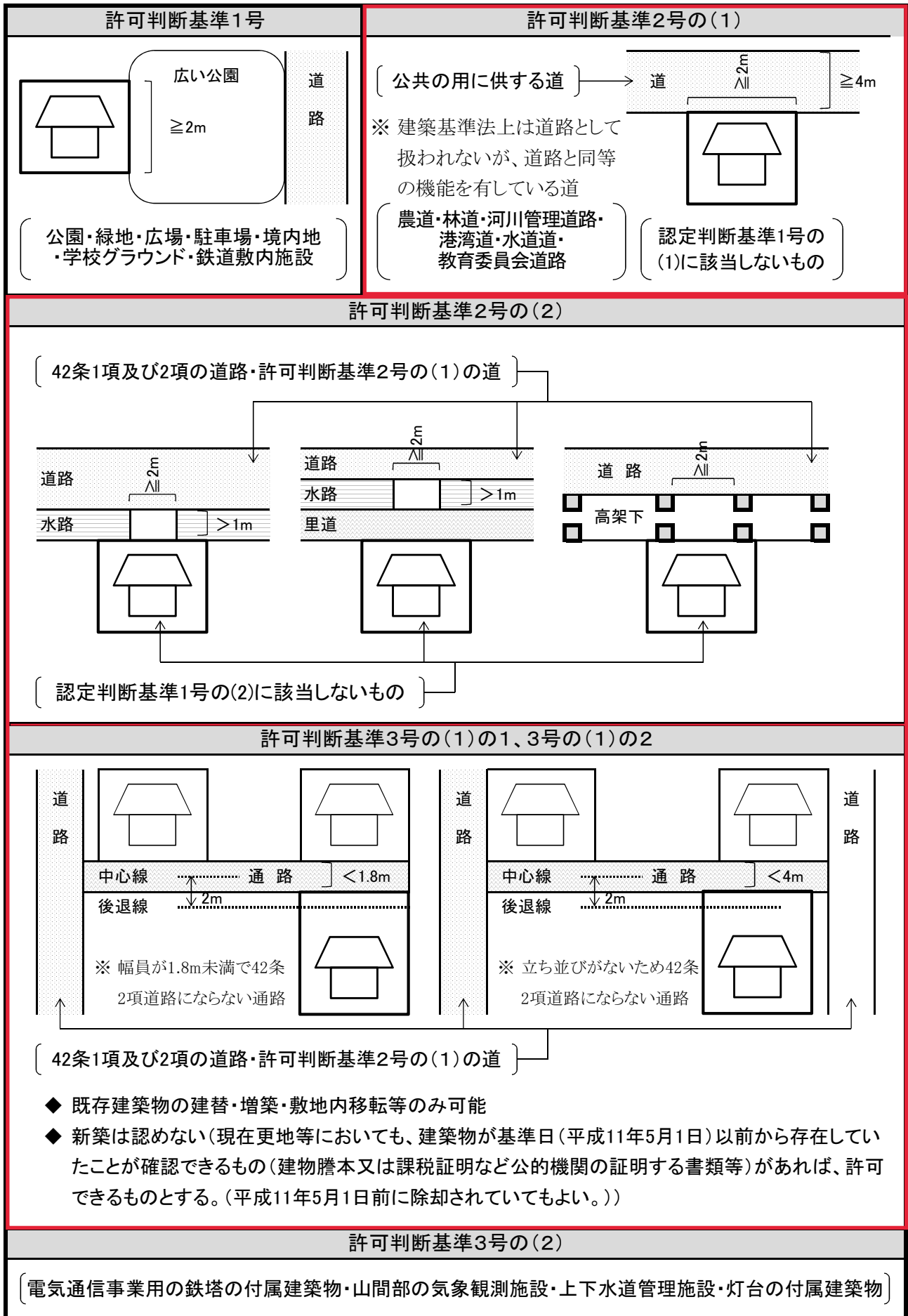
2. 法第43条（敷地等と道路との関係）第2項第2号の規定による許可のうち、「岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）」のうち、当該申請に適用される次の判断基準を満たすもの。

(1) 許可判断基準2号の(1)

(2) 許可判断基準2号の(2)

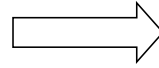
(3) 許可判断基準3号の(1)の1

許可判断基準イメージ図



## 報告案件

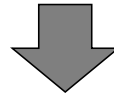
○ 建築基準法第43条第2項(敷地等と道路との関係)



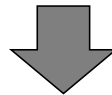
特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合、適用除外



岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。 → 岡山県建築審査会同意一括処理基準



一括処理を適用するものは、会長の専決同意を得た後に許可するものとし、直近に開催される建築審査会で報告するものとしている。  
(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第2)



今回の建築審査会は、

令和2年5月1日～令和2年12月31日の間に、一括処理を行い許可したものの報告を行うもの。

一括処理案件一覧表は別添のとおり。

# 報 告

## 岡山県建築審査会・一括処理案件 一覧表

【建築基準法第43条関係(令和2年5月1日～令和2年12月31日)】

岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第3の2)

合計 12 件

(1)判断基準2号の(1) (4m農道)	
備前市	2 件
井原市	1 件
計	3 件

(2)判断基準2号の(2) (水路ばさみ)	
備前市	2 件
浅口市	1 件
里庄町	2 件
真庭市	1 件
計	6 件

(3)判断基準3号の(1)の1 (住宅建替)	
備前市	2 件
真庭市	1 件
計	3 件

岡山県建築審査会資料  
(その他)

建築基準法第3条第1項第三号指定  
(適用の除外) 物件の進捗状況  
(旧吹屋小学校の保存修理工事)

## 岡山県建築審査会審査事項

**【審査事項】** 岡山県指定重要文化財の旧吹屋小学校を建築基準法等の適用から外すことについて

**【適用条文】** 建築基準法第3条第1項第三号（適用の除外）

### 1 指定建築物概要（平成26年度第2回建築審査会資料より）

**【名称】** 旧吹屋小学校

**【所在地】** 岡山県高梁市成羽町吹屋1290番1

**【建築年】** 明治33年「東廊下・東校舎・西廊下・西校舎」  
明治42年「本館」

**【文化財指定】** 平成14年 成羽町指定文化財（建造物） 「本館・東校舎・東廊下」  
平成15年 岡山県指定重要文化財（建造物） 「本館・東校舎・東廊下」  
平成16年 岡山県指定重要文化財（建造物） 「西校舎・西廊下」

**【構造規模】** 本館：木造2階 延べ面積766.75㎡  
東校舎：木造平屋 延べ面積217.21㎡  
東廊下：木造平屋 延べ面積34.62㎡  
西校舎：木造平屋 延べ面積207.43㎡  
西廊下：木造平屋 延べ面積39.75㎡



**【仕上】** 屋根：棧瓦葺き 外壁：化粧板張り・漆喰塗り 軒裏：化粧板張り

**【基礎】** 割石積布基礎

### 2 校舎の活用

吹屋の町並みの裏手にある旧吹屋小学校は平成24年3月の廃校までは、現役で国内最古の木造校舎であり、明治中後期における小学校建築の建築史において高い価値を有している県の指定重要文化財である。

また、令和2年6月に、吹屋を中心とした地域に点在する文化財（未指定含む）について、『「ジャパンレッド」発祥の地－弁柄（べんがら）と銅（あかがね）の町・備中吹屋－』として、文化庁から日本遺産<sup>\*</sup>の認定を受けた。

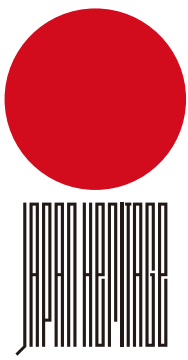
旧吹屋小学校校舎の活用に関しては、日本遺産のストーリーを紹介する展示機能を持たせること、復元教室の設定や展示室配置の見直しなどを現在検討している。

**【参考】** 法第3条第1項第三号指定時（平成26年度時点）の校舎の活用想定

「学びの拠点」を活用基本方針とし、中核機能として「吹屋学の拠点機能」、「博物館・資料館の機能」及び「学びを中心とする交流体験機能」の3つを持たせる。

**【参考】** 日本遺産

- ・地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの（平成27年（2015年）創設）
- ・指定されている文化財をはじめ、地域を語る上で欠かせない様々な遺産を「面」として活用し、国内外に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている
- ・これまで104件の文化財群を認定



# 祝 日本遺産認定

Japan Heritage

## 「ジャパンレッド」発祥の地 — 弁柄と銅の町・備中吹屋 —

### 【認定されたストーリーの概要】

標高約 500m の高原上に忽然と出現する「赤い町並み」。かつて国内屈指の弁柄と銅生産で繁栄した鉾山町・吹屋である。吹屋で生産された赤色顔料の弁柄は全国に流通し、社寺などの建築や丸谷焼・伊万里焼や輪島塗等、日本を代表する工芸品を鮮やかに彩り、日本のイメージカラーである「ジャパンレッド」を創出した。富を得た商人たちは赤い瓦と弁柄で彩色された格子で家々を飾り、今も残る町並みは、独特の景観を醸し出し、訪れる多くの人々を魅了している。また周辺には、弁柄工場跡や銅山跡等も残り、「ジャパンレッド」を創出した往時の繁栄を偲ばせている。



### 【日本遺産とは】

地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、平成 27 年 (2015) に創設。指定されている文化財をはじめ、地域を語る上で欠かせない様々な遺産を「面」として活用し、国内外へ情報発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

「ジャパンレッド」発祥の地—<sup>べんがら あかがね</sup>弁柄と銅の町・備中吹屋—

構成文化財



① 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区



② 旧片山家住宅



③ 吹屋郷土館



④ 旧広兼家住宅



⑤ 西江家住宅主屋ほか



⑥ ベンガラ館



⑦ 吉岡鉱山跡



⑧ 笹畝坑道



⑨ 山神社跡



⑩ 山神社



⑪ 黄金山城跡



⑫ 延命寺



⑬ 銅栄寺



⑭ 鉱夫長屋跡



⑮ 旧吹屋小学校校舎



⑯ 旧吹屋往来



⑰ トロッコ道跡



⑱ 井川発電所跡



⑲ 備中神楽




⑳ 腰折地藏尊



㉑ 石州瓦製作道具



㉒ 片山家文書

  
高梁市（岡山県）  
令和2年（2020）  
6月19日 認定



# 建築基準法第3条第1項第三号指定をした旧吹屋小学校の 保存修理工事進捗状況について

## 1 保存修理工事概要

設計資料や外観等から不可視部分の構造を想定し、限界耐力計算により耐震補強設計を行っており、構造体の劣化状態も不明確なことから、解体工事の際に調査を行い、工事内容を再検討しながら進めている。

現在、令和4年3月末を工期として保存修理工事を行っている状況にある。

## 2 高梁市旧吹屋小学校校舎保存修理委員会

保存修理及び整備について検討を行うために設置された委員会であり、解体調査結果に基づき、工事内容を再検討している。

調査により把握した建築履歴及び部材の状態を基に、委員会で工事内容を再検討し、昭和25年頃の状態に復元する計画としている。

令和2年度は、10月に第6回の修理委員会を開催し、電気設備や建具の意匠について検討を行い、今後も工事の進捗により、適宜開催する予定である。

### (参考) 高梁市旧吹屋小学校校舎保存修理委員会委員名簿

氏名	所属	備考
臼井洋輔	備前市立備前焼ミュージアム館長	
清水重敦	京都工芸繊維大学教授	
戸田誠	吹屋町並み保存会副会長	副委員長
大林潤	奈良文化財研究所主任研究員	
藤田盟児	奈良女子大学研究院教授	委員長
宮本慎宏	香川大学工学部准教授	

## 3 進捗状況

基礎は、基礎石積み解体後、新たに鉄筋コンクリート造の直接基礎（べた基礎）を設置し、その上に解体前と同様に基礎石積みを実施している。

木部の施工は、古材を最大限利用するとともに、古材の中でも繕いをすることで利用できるものも使用したうえで、足りないものについては新材を利用している。

耐震補強として、屋根面の構造用合板張り、荒壁パネルの設置に加え、鉄骨補強を行っている。

外部は屋根瓦を吹き終え、現在、壁の板張りや漆喰塗り等の内外装工事、建具の補修及び電気設備等の工事を行っている。

## 4 今後の工事予定

意匠復元と機械設備の設置について委員会で協議するとともに、完成後の活用も視野に入れ、周辺整備と調整を図りながら工事を進める。



西校舎

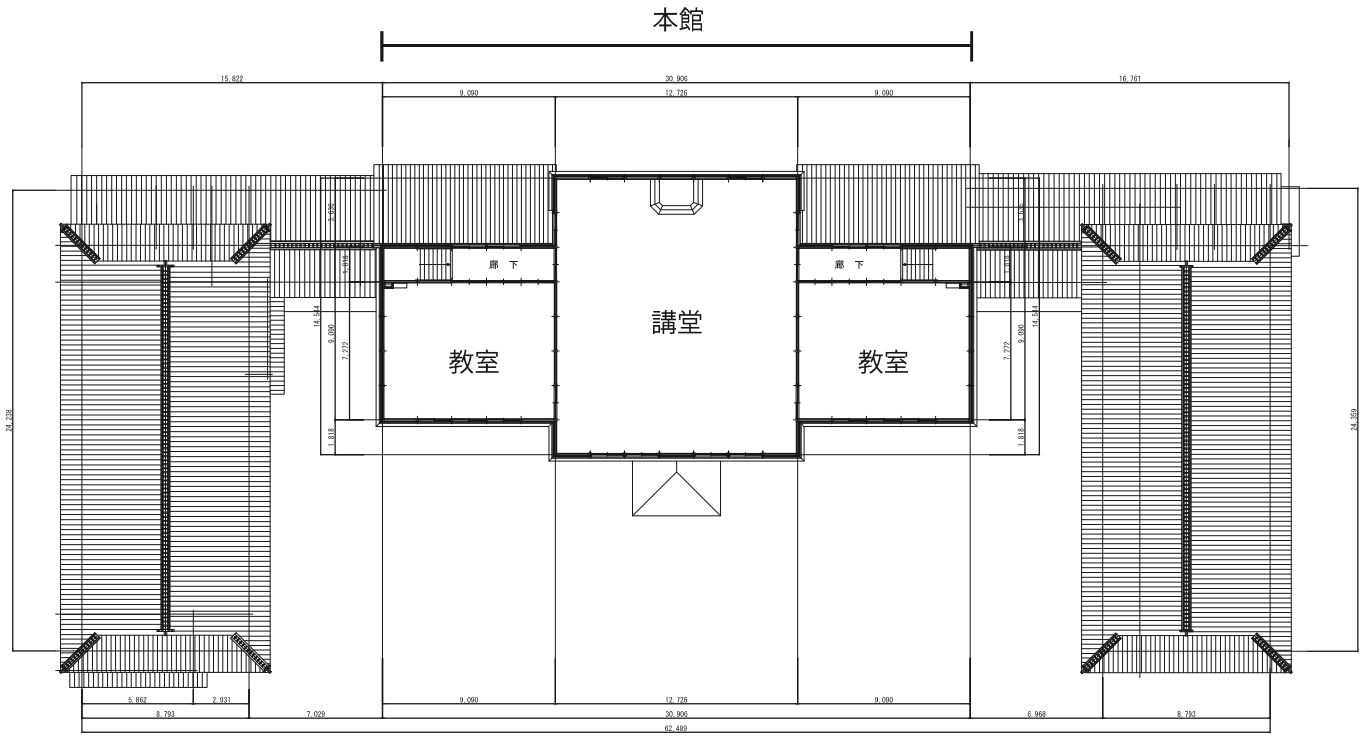
西廊下

本館

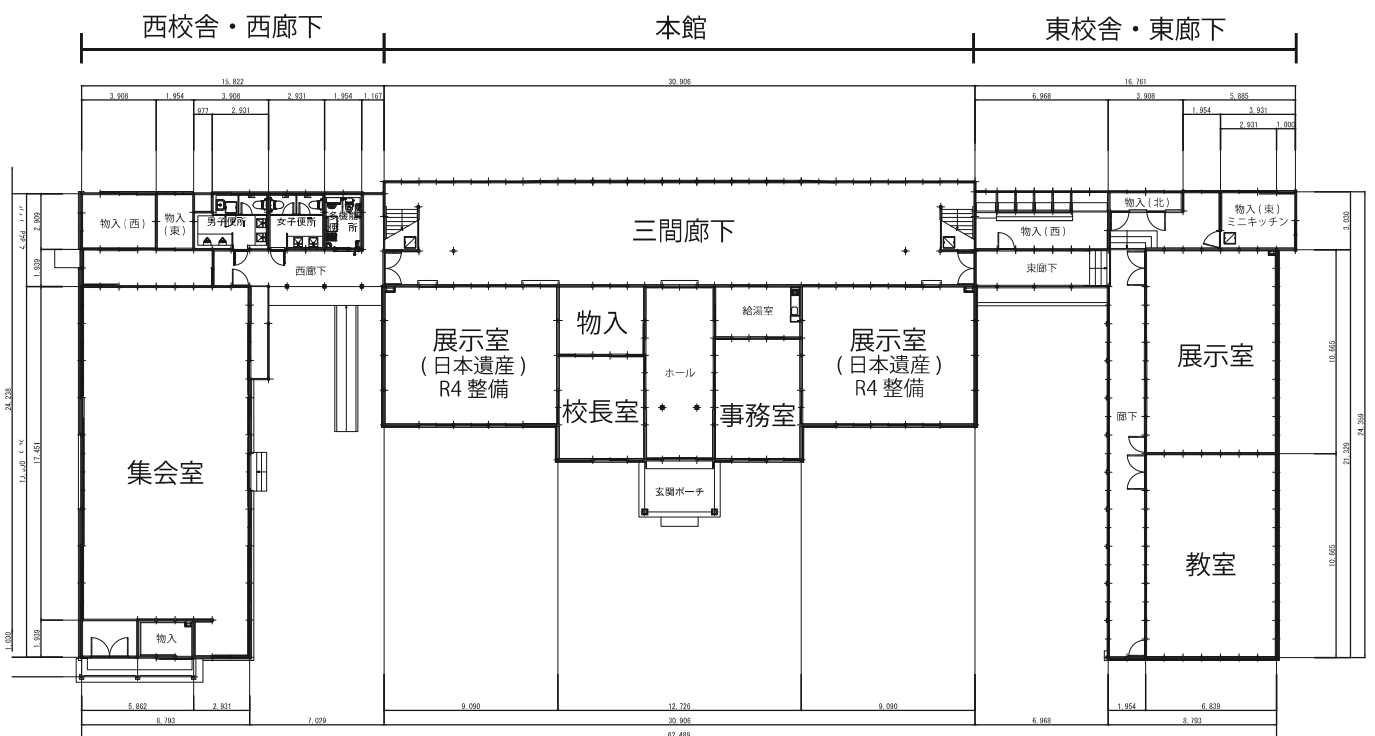
東廊下

東校舎

旧吹屋小学校 立面図



旧吹屋小学校 2階 平面図



旧吹屋小学校 1階 平面図

旧吹屋小学校校舎補保存修理工事

本館



本館 外観



本館 素屋根解体



本館 1階 南西側外壁下地



本館 2階 北東側外壁下地等



本館 2階 外壁



本館 玄関ポーチ



本館 2階 講堂床



本館 2階 講堂



本館 2階 廊下(東側)



本館 2階 教室(西側)



本館 1階 中央廊下



本館 1階 事務室



本館 1階 教室(西側)



本館 1階 三間廊下



本館 2階 講堂左官作業

旧吹屋小学校校舎補保存修理工事

東校舎・東廊下



東校舎 外観



東校舎 素屋根解体



東校舎・東廊下 北側外観



東校舎 教室（南側）



東校舎 廊下（西側）



東校舎 物入



東廊下 物入

旧吹屋小学校校舎補保存修理工事

西校舎・西廊下



西校舎 外観



西校舎 屋根



西校舎 素屋根解体



西校舎・西廊下 北側外観



西校舎 西側外観



西校舎 集会室 天井



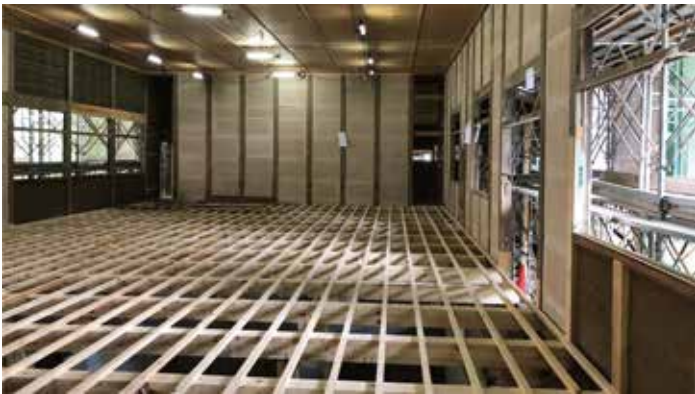
西校舎 小屋裏隔壁



西校舎 集会室 東石据付



西校舎 集会室 東石据付



西校舎 集会室 床下地



西校舎 集会室 床板



西校舎 左官作業



西校舎 押入 木舞



西校舎 北側廊下



西廊下 南側